

介護の職場へ戻ることをお考えの方に・・・

再就職準備金のご案内

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業とは

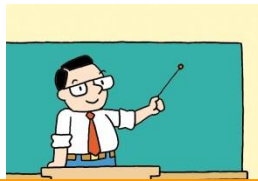
介護のお仕事に復帰するための費用について、最大40万円（一人1回限り）をお貸しする制度です。

2年以上介護職員の業務に従事することにより、**返還が全額免除**されます。

たとえば・・・



子どもを預けるための費用



研修会受講料や図書費等



転居に伴う費用



通勤用自転車・バイク等購入費



介護ウェアなどの業務用被服費

その他・・・

などに利用できます。

貸付条件について

- (1) 福島県内に居住している方（介護事業所等での勤務の方）
- (2) 以前、介護職員として1年以上働いていた経験があり、介護福祉士、介護職員初任者研修の修了など一定の資格を有している方
- (3) 福島県内の特別養護老人ホームなど介護サービスを提供する施設・事業所で、再び介護職員として働くことになった方
- (4) 福島県福祉人材センターに名簿の登録を行っていただける方

返済について

- (1) 福島県内の施設・事業所において介護職員として2年勤務すれば返済免除となります。
- (2) 貸付は、全額無利子となります。

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援課

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111番地

TEL 024-523-1256

福島県社会福祉協議会ホームページ<http://www.fukushimakenshakyo.or.jp/>

1「県民の皆様」の「1-2-C 介護福祉士修学資金貸付の案内(3)」参照

再就職準備金貸付申請等の手続き

【貸付条件】

- ① 福島県内に居住している方。
- ② 以前、介護職員として1年以上働いていた経験があり、介護福祉士や介護職員初任者研修の修了など一定の資格を有している方。
- ③ 特別養護老人ホームなど介護サービスを提供する施設・事業所で、再び介護職員として働くこととなった方。
- ④ 福島県福祉人材センターに名簿の登録を行っていただける方。

1. 再就職の決定（内定）

介護サービスを提供する施設・事業所で再就職することが決定（内定）

2. 貸付金の申請

申請者は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、住民票・実務経験証明書・資格取得証明書・採用決定（内定）通知書などの必要書類を添付し、福島県社会福祉協議会会長に書類を提出。（連帯保証人1名必要）

3. 貸付の審査

福島県社会福祉協議会において貸付要件に合致するか審査

4. 貸付の決定

福島県社会福祉協議会から、申請者に貸付決定通知書を送付

5. 借用書等の提出

申請者は、貸付決定通知書受理後、14日以内に借用書、振込口座等の必要書類を福島県社会福祉協議会に提出。

6. 貸付金の送金

福島県社会福祉協議会は、申請者の口座に貸付金を送金。

7. 在職証明書等の提出（年1回）

申請者（借受人）は、福島県社会福祉協議会の指定する期日までに、介護職員として業務に従事していることを施設・事業所が証明した書類を提出。

8. 返還免除の申請（2年後）

申請者（借受人）は、介護職員として2年間従事した後に返還免除を申請。
福島県社会福祉協議会で審査のうえ返還免除を決定。